

新型コロナウイルス感染症に関する 対応策マニュアル

【保護者用】

(2022年2月14日)

明秀学園日立高等学校

はじめに

令和2年11月中旬以降、全国各地で新型コロナウイルス感染症の感染拡大が止まらない状況となっており、本県でも感染者数は増加の一途をたどっている。本校でも再度下記の点を確認・強化し、感染拡大の予防・防止に努める一方、感染時の対応策についても事前に取り決め、また、感染者情報に関しても情報管理を徹底することとする。

令和2年12月10日

明秀学園日立高等学校 校長 矢野 正彦

目次

1	感染予防対策	2
	(1) 学校での日常生活.....	2
	(2) 発熱時・体調不良時の対応について.....	2
	(3) 大学入試への対応.....	2
	(4) 部活動について.....	3
	(5) 寮生の帰省・帰寮後の授業参加について.....	3
2	感染者・濃厚接触者・接触者が出た場合の対応策	4
	(1) 本校生徒に感染者が出た場合.....	4
	(2) 本校寮生に感染者が出た場合.....	5
	(3) 本校教職員に感染者が出た場合.....	6
	(4) 生徒及び教職員が濃厚接触者に認定された場合.....	7
	(5) 接触者（学校内・学校外）に認定された場合.....	7
	(6) 校内で感染者・濃厚接触者・接触者が出た場合の部活動の対応.....	7
4	情報管理	8
5	濃厚接触者・接触者の判定基準（文科省）	8
6	付記	8

1 感染予防対策

(1) 学校での日常生活

①登下校時

- ・マスク着用（通学の電車内や日立駅-学校の登下校）の徹底
- ・登校時の手指消毒の徹底

②授業時（体育も含む）

- ・マスク着用の徹底（体育時にはマスク着用のできる種目や体育理論に変更）

③教室内の換気

- ・休み時間には必ず対角線上の窓を開けて換気（授業担当者が指示）する。
- ・授業中はエアコン使用時も必ず対角線上のドア・窓を開けて換気する。

④昼食時

- ・弁当販売時のソーシャルディスタンスの確保
- ・全員前を向いて昼食を摂る。
 - 換気の徹底
 - 教職員による巡視

(2) 発熱時・体調不良時の対応について

- ・本校の基準として、37℃以上の発熱や体調不良があった場合、解熱後、もしくは体調回復後、発熱や体調不良がない場合、解熱・体調回復した日から起算して5日間を自宅待機期間とする。

ただし、医療機関の診察を受け、新型コロナではないと診断された場合、解熱後、もしくは体調回復後、登校を認める。

なお、平熱が高い場合は状況に応じて判断する。

(3) 大学入試への対応（令和4年1月以降）

①首都圏等の緊急事態宣言・まん延防止等重点措置地域の発令されている都道府県市町村に大学入試で行った場合

- 感染症予防対策を十分に行い、帰宅後3日間は健康観察を行い、発熱・体調不良等がない場合、1・2年生と接触しないように十分に注意して個別指導等、従来通り行う。

②自由登校の開始時期について

- 年間計画の通りとする。

(4) 部活動について

- ①緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の発令されている都道府県市町村への本校からの遠征（公式戦を除く）は、自粛を原則とする。
- ②緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の発令されている都道府県市町村から本県への遠征は、自粛してもらうことを原則とする。それ以外の都道府県市町村から本校に来るチームへは、感染症予防策の徹底（検温と体調不良者の不参加など）をしてもらう。
- ③公式戦で緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の発令されている都道府県市町村に行く場合
 - 感染症予防対策を十分に行い、帰着後3日間は健康観察を行い、発熱・体調不良等がない場合、4日目から通常通り登校させることを原則とする。
- ④茨城県に緊急事態宣言・まん延防止等重点措置が発令された場合
 - 原則として県外への遠征・県外からの遠征受け入れは自粛する。県内への遠征は、感染症対策を十分に行い、本校以外に1校までの練習試合等は認める。公式戦については2（4）③に準ずる。

※福島県については通学している生徒もいることから、県内同様の扱いとする。

(5) 寮生の帰省・帰寮後の授業参加について

- ・帰省の際は、できるだけ保護者の送迎をお願いします。
- ・帰省中は不要不急の外出を避け、できるだけ自宅で過ごし、感染リスクを最小限に抑える。
- ・緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の発令されている都道府県市町村に帰省した場合、帰寮する前から健康観察を行い、発熱・体調不良等がないことを確認後に帰寮し、原則として帰寮後3日間の健康観察を行い、発熱や体調不良等がない場合、4日目から登校する。なお、男子寮・女子寮で施設・設備に違いがあるため、若干の対応の違いが出る可能性もある。

2 感染者・濃厚接触者・接触者が出た場合の対応策

- (1) 本校生徒に感染者が出た場合（校内に濃厚接触者が出る可能性がある場合）
※対応策等は管理職・安全衛生委員会委員長・養護教諭とで協議・決定→全職員へ

生徒の新型コロナ感染の連絡

- 学校による濃厚接触者・接触者の確認
座席表・マスク着用状況・48時間以内の行動記録（誰とどこで何をした）
※担任が調査し、伊計に報告。
伊計から埴教頭へ。（伊計は必要に応じて保健所に相談）

↓

濃厚接触者・接触者の認定

- 管理職・安全衛生委員会委員長・養護教諭とで協議・決定→全職員へ

↓

濃厚接触者・接触者への連絡（担任から個別に連絡）

- 濃厚接触者は7日間の自宅待機。寮生の場合、原則帰省とする。
接触者は通常登校しながら健康観察。
陽性者が複数になった場合、判明した時点でその日を0日として原則5日間の学級閉鎖。（学級閉鎖実施については文部科学省のガイドライン参照）

↓

校内消毒

- 係長久賀谷・伊計を中心に計画・実施。

↓

校内消毒完了 + 学級閉鎖5日経過

- 翌日から登校。

↓

通常登校

※文部科学省の「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」

【学級閉鎖】

○以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ①同一学級内で複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ②感染が確認され者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④その他、設置者が必要と判断した場合

※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く

- (2) **本校寮生に感染者**が出た場合（寮生に濃厚接触者が出る可能性がある場合）
担当：松下 ※学校に登校していた場合、学校対応は2（1）を適用

生徒の新型コロナ感染の連絡

- 即時、寮生は一切の外出を禁止（濃厚接触者・接触者の認定まで）
- 感染した寮生の隔離（松下は保健所に確認、校長判断で自宅に帰す。）
 - 感染者は必ず自家用車で迎えに来てもらう。迎えが来るまでは隔離を継続。
 - 学校による濃厚接触者と接触者の確認
 - 寮内の部屋割・48時間以内の行動記録（誰とどこで何をした）
 - 舎監長から松下へ、松下は管理職へ。（松下は必要に応じて保健所に相談）
 - ※但し、保健所の指示によっては対応が変わる可能性あり。

↓

濃厚接触者・接触者の認定

- 管理職・安全衛生委員会委員長・養護教諭とで協議・決定→全職員へ

↓

濃厚接触者・接触者への連絡（松下→部活動顧問から個別に連絡）

- 濃厚接触者は原則帰省させ、7日間の自宅待機。
接触者は通常登校しながら健康観察。

↓

①校内消毒・②寮内消毒

- ①校内消毒は**係長久賀谷・伊計**を中心に計画・実施。
②寮の消毒については、松下を中心に計画・実施。
（明高館の場合、移動にマイクロ2台を使用。運転は大塚・松原）
 - 消毒中、寮生は体育館に隔離する。

↓

消毒後、寮は通常に戻す

- ※濃厚接触者と認定されなかった寮生は、通常通り登校。

↓

通常登校

(3) **本校教職員に感染者**が出た場合

(校内・寮内に濃厚接触者が出る可能性がある場合)

※対応策等は管理職・安全衛生委員会委員長・養護教諭とで協議・決定→全職員へ

教職員の新型コロナ感染の連絡

- 学校による濃厚接触者・接触者の確認
座席表・マスク着用状況・48 時間以内の行動記録（誰とどこで何をした）
※担任が調査し、伊計に報告。
伊計から埴教頭へ。（伊計は必要に応じて保健所に相談）

↓

濃厚接触者・接触者の認定

- 管理職・安全衛生委員会委員長・養護教諭とで協議・決定→全職員へ

↓

濃厚接触者・接触者への連絡（生徒の場合、担任から個別に連絡）

- 濃厚接触者は7日間の自宅待機。寮生の場合、原則帰省させる。
接触者は通常登校しながら健康観察。
生徒に感染が判明した場合は2（1）を適用。

↓

校内消毒

- 係長久賀谷・伊計を中心に計画・実施。

↓

校内消毒完了

- 消毒完了後登校。

↓

通常登校

(4) 生徒及び教職員が濃厚接触者に認定された場合

→ 7日間の自宅待機。

(5) 接触者（学校内・学校外）に認定された場合

→ 健康観察を行いながら通常登校通り登校。

(6) 校内で感染者・濃厚接触者・接触者が出た場合の部活動の対応

①校内に陽性者が出た場合

→ 部活動所属以外の生徒の場合は通常活動。部活動に所属する生徒の場合、保健所に指示に従って自宅待機。部活動内に濃厚接触者がいると判断した場合、次の2(6)②を適用する。但し、公式戦に関しては、大会運営側から出される新型コロナウイルス感染症感染に対する規定に準じる。

②校内に濃厚接触者が出た場合

→ 部活動に加入していない生徒であれば、部活動は通常通りの活動。部活動に所属する生徒が濃厚接触となった場合、7日間の自宅待機とする。陽性となった場合は2(1)の「生徒に感染者が出た場合」を適用。

③校内で接触者が出た場合

→ 部活動に加入していない生徒であれば、部活動は通常通りの活動とする。部内に接触者が出た場合も、部活動は通常通り行う。

3 情報管理

- (1) 校内で新型コロナウイルス感染症に感染した事実があった場合、**最大限の配慮をして個人の特定ができないようにします**。そのために一定期間の学級閉鎖及び全校を休校にすることはやむを得ないことをご理解ください。
- (2) 本校生徒・教職員に**新型コロナウイルス感染症の感染者が生じた場合、保護者・本校生徒にのみ、感染者の有無をお知らせします**。但し、感染者が特定できないように最大限の配慮を行います。発表に関しては本校生徒の場合、「通学生か、寮生か、まで」の公表とし、生徒が特定され、誹謗中傷を受ける恐れがあるため、コース・学年・性別・居住地については公表しません。
- (3) 本校の「**新型コロナウイルス感染症対応策マニュアル**」については、事前に保護者に対応策を通知させて頂くと同時に、生徒がPCR検査を受けた場合は、必ず「**検査を受けたこと**」と「**その結果**」について学校に報告するようにお願いいたします。

4 濃厚接触者・接触者の判定基準（文科省）

- (1) 濃厚接触者
 - ①感染者と長時間接触
 - ②感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性が高い
 - ③手で触れられる距離（目安1メートル）で感染予防策（マスク等）無しで15分以上接触（会話、介護等）
- (2) 感染者
 - ①感染者と物理的距離が近いまたは接触頻度が高い（同じクラス等）
 - ②感染者と物理的距離が近いまたは接触頻度が高い（学年集会等）
 - ③大声を出す活動や呼気が激しくなる運動を共にした（同じ部活動等）
 - ④感染者と食事や洗面浴室等を共有する生活（同じ寮等）

5 付記

令和2年12月16日一部改訂

令和3年4月1日一部改訂

令和4年2月14日一部改訂